

亘理町とあぶくま信用金庫との地域密着総合連携協定書

亘理町（以下「甲」という。）と あぶくま信用金庫（以下「乙」という。）は、地域の活性化および住民サービス向上の実現に向けて、相互の連携・協力を強化することについて、次の通り、地域密着総合連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互かつ緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化および住民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）人口減少対策・地域経済活性化に関すること
- （2）地域産品の販売および観光の振興に関すること
- （3）災害対策に関すること
- （4）地域および暮らしの安全・安心に関すること
- （5）その他地域社会の活性化および住民サービスの向上に関すること

2 甲および乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙の合意のうえ、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲および乙は、前条の連携事項への取り組み等において知り得た秘密を、甲乙相互の承認を得ないで他に漏らしてはならないものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲または乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときには、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出がない場合は、有効期間が満了する日から1年間継続更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年11月13日

甲 宮城県亘理郡亘理町字下小路7番地4

亘理町

町長

齋藤 貞

乙 福島県南相馬市原町区栄町二丁目4番地

あぶくま信用金庫

理事長

太田 福裕